

広川町農業委員会

第5回総会議事録

令和5年12月5日

広川町農業委員会第5回総会議事録

令和5年12月5日広川町農業委員会第5回総会が福岡八女農協広川地区センター2階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀秀之	6	稲員繁広
会長代理	山村佳代子	7	鐘ヶ江百合子
1	中村和浩	8	船越誠治
2	萩尾喜久夫	9	稲員雅史
3	丸山敬二郎	10	野田光浩
4	馬場啓介	11	中島隆二
5	渡邊和江	12	古賀貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中健一	22	弓削和幸
16	姫野剛	23	末安富士子
17	重松嘉治	24	野田隆文
18	小林栄一	25	山下淳
19	山下憲繁	26	渡邊和宏
20	馬場健作	27	古賀優
21	雨森純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二
書記 熊添 博 江原 俊亮

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議 長 本日は、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号6件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番 稲員繁広 農業委員、8番 船越誠治 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約後は別の農家に売買する旨説明 順位2 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約後は貸付人である■■■■氏が耕作する旨説明。

議 長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 質問意見もありませんので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字長延 他1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18番 小林栄一 推進委員 申請人は甥、叔母の関係で農地を贈与されるということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 事務局の説明では申請地は別の方が耕作されているということですが許可後は誰が耕作されるんですか。

事務局 今、耕作されている方が引き続き耕作されます。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字長延 他3筆 申請人：■■■■ 申請理由 農地改良（一時転用）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18番 小林栄一 推進委員 申請地は大雨の時に冠水するため盛土されハウスを建てたいということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

2番 萩尾喜久夫 農業委員 申請地の中に宅地が含まれていますが宅地から農地に変更するのにどのような手続きが必要なんですか。

事務局 現況は農地の状態でしたので農地台帳に登載申請をさせていただいております。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字新代 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 中古車展示場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

13番 末安富士子 推進委員 譲渡人の■■■■さんは久留米市に住んでおられ管理が困難ということで中古車展示場として売りたいということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 西側の水路は整備されるのでしょうか。

事務局 水路の整備はされる計画はありません。

10番 野田光浩 農業委員 申請地は盛土はどれくらいされる計画でしょうか。

事務局 道路高並に盛土される計画になっており、敷地については砂利敷きにされる計画になっております。

19番 山下憲繁 推進委員 現地調査の時に西側の水路に排水せずに北側の水路に排水するということでしたが西側の水路にも排水が流れ込むのではないかと事務局にお尋ねしておりましたが回答をお願いします。

事務局 申請人にお尋ねしたところ当初西側の水路に排水する計画でしたが水利関係者の方から北側の水路に排水してほしいということでしたので北側の水路に排水するということと同意が取れているということです。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 西側の水路は土水路ということですが水路の泥上げの条件は水利関係者から付けられてないんですか。

事務局 水利関係者からは、洗車時に洗剤を流さないこと、オイル、油等の処理は適切におこなうこと、浄化槽の排水については北側の水路に排水することという条件が付されています。

13 番 末安富士子 推進委員 西側の農地の所有者の方から西側の水路に直接流すと水稻に被害が出る恐れがあるので、浄化槽で処理して北側の水路に流してほしいということで同意されているということです。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 中古車展示場でオイル等が流れることがあるんですか。

事務局 整備工場ではないのでオイル等が流れることはないと思いますが万一の時に備えて条件をつけられていると思います。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 所有権移転 大字日吉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 他 5 件 8 筆

議 長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。